

歳入の内容

歳入の決算内容を見てみましょう
 (【表3】「グラフ3」参照)。
 経常的に収入でき、使いみちが自由なお金(いわゆる経常一般財源)の代表的なものである市税と地方交付税(財政用語解説 参照)の合計が収入の約46%を占めており、とても大切な財源となっています。

市は、この財源をもとに補助金や市債などを活用して事業を行っています。
 市税や地方交付税は、長引く景気の低迷による影響で、前年度に比べ減額となっています。平成11年度に

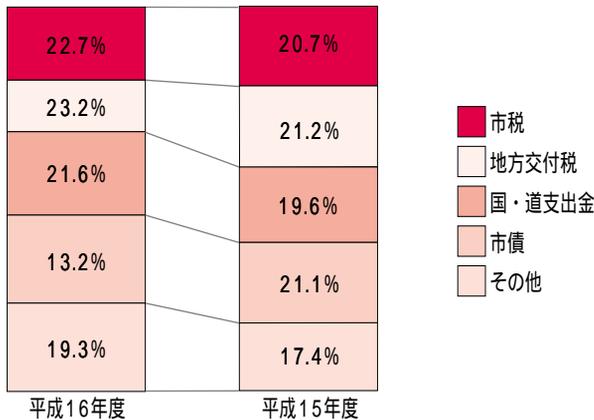
は、市税は55億2千500万円くらいありましたが、5年で約4億6千万円も減っており、財政的に非常に厳しい状況になってきています。
 地方交付税も、年々減額されてきているほか、国による地方財政制度の見直しによって、この一部が減らされ、各自治体で赤字地方債(臨時財政対策債)を発行して対応しなければならなくなっています。この臨時財政対策債も、平成15年度には11億2千750万円借入れが認められていたものが、平成16年度には7億7千700万円にまで減額されています。
 なお、その元利償還金は100%、後年度の地方交付税で交付されることになっていることから、各自治体に

【表3】平成16年度決算(一般会計)の歳入内訳(前年度比較)

費目	平成16年度	平成15年度	増減
市税	50.7億円	50.9億円	0.2億円
地方交付税	51.8億円	51.9億円	0.1億円
国・道支出金	48.2億円	47.9億円	0.3億円
市債	29.4億円	51.8億円	22.4億円
その他	43.1億円	42.8億円	0.3億円
合計	223.1億円	245.2億円	22.1億円

表示単位未満を四捨五入しているため、積み上げ額が一致しない箇所があります。

【グラフ3】一般会計歳入全体に占める割合



とっては償還財源は約束されてはいませんが、国が推し進めるいわゆる『三位一体の改革』(財政用語解説 参照)にかかわって、地方交付税を削減する方針が明らかにされるなど、地方全体にとっては予断を許さない状況となっています。
 今後、この『三位一体の改革』により地方交付税や補助金の削減が先行して進められると、地域間格差が拡大するなど、地方財政にとって大きな影響を及ぼすことが懸念されますので、この改革の行方についてしっかりと見守っていくとともに、全国市長会など地方六団体を通じて積極的に意見を述べていきます。

財政用語解説②

【市税】

個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税があります。

【地方交付税】

全国の地方公共団体間の財政的な不均衡を調整して、どこに住んでも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障(所得税・法人税・酒税など、国税5税の一定割合を、国が地方公共団体に配分)する制度で、地方の固有財源です。
 また、地方公共団体が公共事業を行いやすいように、そのための市債(借り入れ)の元利償還金についても一定の割合で地方交付税に算入するという仕組みもあります。

【三位一体の改革】
 国庫補助負担金の改革、税源移譲を含む税源配分の見直し、地方交付税の改革の三つを同時かつ一体的に行おうとする地方税財政制度の改革です。

- 国庫補助負担金の改革
 国から地方への補助金や負担金のあり方の抜本的な見直し。
- 地方交付税の改革
 地方への交付税総額の抑制
- 税源移譲を含む税源配分の見直し
 補助金減額相当分の国から地方への税源移譲。